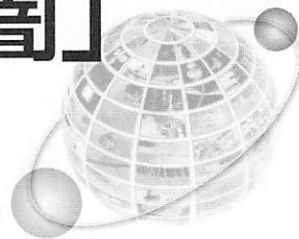


リコール不正の「闇」

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



常

識では信じられない事件が愛知県で起きた。県知事のりコール請求の署名が大量に偽造されていたのだ。大村秀章知事が記者会見でコメントしたように、まさに「民主主義に対する重大な脅威であり、民主主義の根幹を揺るがす由々しき事態」である。メディアを含めて多くの論調は、民主主義という切り口で事件を取り上げてきた。しかし、この事件は、同時に個人情報保護の問題でもある。本人が知らないまま署名を偽造したことは、明らかに市民のプライバシー権を侵害する行為だからだ。

自己情報コントロール権

今回のリコール署名の偽造は、想像を絶する規模の大きさである。愛知県内64の選挙管理委員会に提出された「約43万5千人分の署名のうち約36万2千人分が無効と判断された」という（中日新聞21年2月3日）。愛知県選挙管理委員会によれば、署名の約83%に不正が疑われるとされている。

個人情報保護の観点から看過できないのは、これだけ大量の個人情報が、本人の全く知らないところで勝手に使われていたことだ。しかも、それが、リコール請求に賛同するという政治的な意思や行為に関わるだけに、きわめて重大で悪質な権利侵

害といえる。

現代社会におけるプライバシー権の基本は、自己情報コントロール権である。これを具体的に保障する制度が、個人情報保護にかかわる法律や条例だ。リコール署名の偽造は、この自己情報コントロール権を侵害するものであり、法律や条例の趣旨に反する。

しかも、自分が偽造された署名簿に載っていたかどうかは、リコール請求を進めた団体から通知も説明もされていない。その意味で、署名簿の提出以降、不当な権利侵害の状態が続いていた。

そこで、動き出したのが「不正リコールを許さない市民の会」という市民団体だ。同会は「違法事実」を明確にすることを目的に、20年11月

20日、個人情報開示請求をH P（*）で呼びかけた。権利侵害の事実を明らかにするために、個人情報保護条例を活用した点で、画期的な権利救済活動といえる。

H Pの「自分の名前が使われた可能性がある方へ」というコーナーには、条例利用の趣旨や方法が実にわかりやすく、ていねいに説明されている。そこには、個人情報開示請求の流れ、愛知県内の請求窓口一覧、請求書の記載例、各自自治体の請求書の書式等が掲載されている。

すでに愛知県内の自治体では個人情報開示請求が行われ、身に覚えがない署名簿が本人開示された例があるようだ（BuzzFeedNews 21年2月27日）。同紙によれば、開示請求したのは愛知県みよし市在住の男性で、「署名した記憶がないリコールの署名簿に、氏名や住所、生年月日を勝手に書かれ、さらに母印まで押されていた」ことへの驚きや気持ち悪さが記されている。

二度とあってはならない事件だが、こうした自己情報コントロール権回復の試みは参考になる。

元の名簿は何か？



* <https://husei-recall.com>

今回のリコール不正について、21年2月15日、愛知県選挙管理委員会は容疑者不詳のまま地方自治法違反容疑で刑事告訴した。その後、同県警は市町村選挙管理委員会64か所を捜索して、署名簿を押収したという(時事通信21年3月1日)。そのため、現段階での署名簿にかかわる本人開示請求は「不存在」になると思われる。

今後の真相解明は警察の捜査に委ねられるが、その中で特に明らかにしてほしいのが、署名の偽造に使われた名簿の正体である。この名簿について諸説が報道でも取り上げられてきたが、まだ真相が明らかになってはいない。

たとえば、一方の当事者である河村たかし名古屋市長は、「10年前の名古屋市議会リコール(解散請求)の受任者約3万4千人分の名簿」をリコール活動団体に提供していたという(中日新聞21年2月22日)。ただ、河村市長はこれが署名偽造に流用された可能性を否定した。

また、河村市長は「関係者の話では電話帳や住民基本台帳などを扱う名簿業者が多数ある」との推論を述べたという(朝日新聞21年3月1日)。ただ、同紙が推論と表現した

ように、名簿業者からの入手が事実ならば、いつ、誰が、どこから、どのような名簿を入手したのか裏づけが必要だ。

一方、「県関係者によると、少なくとも8千人分の署名は死亡した人の名前だったといい、古い資料や名簿から書き写された可能性も出てい」との報道もある(読売新聞21年2月24日)。10年前の受任者名簿や名簿事業者の電話帳や住民基本台帳が疑われるのは、このためだと思われる。

元の名簿が何であるのかは愛知県警の捜査による解明を待つしかない。ただ、名簿から署名簿への書き写しを行ったアルバイットの証言の中に気になる言葉もある。それは元の名簿に住所、氏名に加えて生年月日があったとの証言だ。その点で河村市長がいう電話帳は当たらない。

また、PCデータを署名簿に書き写すことの不自然さを挙げた証言もあった。これは、本人が知らないところで、大量の住所、氏名、生年月日等の個人情報取扱われていることを示唆する。

リコール不正は、はからずも個人情報取り扱いの「闇」を引き出し、

政治団体の適用除外



「闇」に関連して、河村市長が記者会見で述べたことが興味深い。報道によれば、「政治活動での利用は個人情報保護法の適用がない」として問題なしと述べたという(中日新聞21年2月22日)。また、同紙は「別候補の選挙応援などのため議員が後援会名簿などを使って案内を出すことは一般的にあり、今回の名簿提供も法律には抵触しない」との市選挙管理委員会の説明も報じている。

「闇」とは政治団体が保有する個人情報取り扱いが、「無法」状態に置かれていることだ。しかも、これには個人情報保護法の根拠があるから、やっかいなのだ。それは、同法76条の適用除外規定である。

この条文は「個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第4章の規定は、適用しない」と規定する。そして、5号に「政治団体」をあげ「政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的」であれば、法律の適用除外になると

明示している。

ちなみに適用除外とされるのは、第4章の規定である。そこには個人情報取扱事業者が負う義務として、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、第三者提供の制限など個人情報の取り扱いの常識が定められている。「政治団体」は適用除外なので、これらの常識に従わなくても構わない。

さて、ここから先は私自身の推論だ。リコール不正の名簿は10年前の受任者名簿だけではないだろう。ひょっとしたら他の政治家や政治団体が保有する名簿も提供され、それに基づく署名簿の偽造が行われたかもしれない。偽造は名古屋市以外の県内の自治体及び、受任者名簿の範囲を超えているからだ。

もちろん名簿事業者の名簿が使われた可能性もある。しかし、住民基本台帳の大量閲覧は06年の法改正で廃止されたため、それ以前の古い名簿しかない。また選挙人名簿の閲覧制度はあるが、閲覧状況が公表されるため政治団体は使いがらまい。

私の邪推はともかく、政治団体による個人情報の取り扱いという深い「闇」に、警察やメディアはどこまで迫れるのだろうか。